

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営のグローバル化が進行するなか、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)に対する企業価値の向上を重視した経営を推進するため、企業倫理と遵法を徹底しています。また、内部統制システム及びリスク管理システムの整備・強化を推進するとともに、経営の透明性・客観性を確保することを基本的な方針・目的としています。

## コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

企業価値の最大化、株主満足度の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、①経営の透明性と健全性の確保、②迅速な意思決定と事業の効率的執行、③タイムリーかつ適切な情報開示を有効に機能させるための体制構築に努めています。

### ■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役2名を含む取締役12名で構成される取締役会と、社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役制度を採用しています。また、取締役と執行機関の機能を分離するとともに、取締役会のなかに代表取締役の報酬を決定する報酬委員会を設置しています。それに加えて、取締役社長を除く取締役3名により構成され、株主総会で選任される取締役候補者の選定及び最高経営責任者の候補者の選定などを行う指名委員会を設置し、ガバナンスの向上を目指しています。業務執行体制については、取締役会と執行機関の役割をより明確化するために、2003年4月より執行役員制を導入し、よりスピーディーに事業の戦略立案・実行が可能な体制を取っています。

### ■内部統制システム及びリスク管理体制

当社は、高い水準での企業倫理を保持するとともに、法律・国際的なルールを遵守した行動が第一義であると考えており、倫理担当取締役を任命するとともに倫理基準を制定し、企業倫理の徹底に取り組んでいます。

また、内部統制システム及びリスク管理体制の整備が重要であることを再認識し、監査センターに内部監査機能を充実させていくとともに、総務部内にビジネスリスク、オペレーションリスクなどの危機管理対策を遂行する機能を設け、そ

れぞれのリスク対応に必要な社内規程類の整備、及び教育・啓蒙活動などを実施しています。

### ■その他の取り組み

株主重視経営を実践するため、株主に対する透明性が重要であるという認識から、代表取締役3名の個別報酬開示を、株主総会の招集通知上で実施しています。また、2002年6月の定時株主総会において、経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とするため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

## 役員報酬及び監査報酬

当社は、さらなる企業価値向上と経営の透明性向上の観点から、2005年3月期をもって役員報酬制度のなかから、取締役・監査役・執行役員退職(慰労)金制度を廃止しました。それと合わせて、取締役・監査役・執行役員の業績連動報酬部分を連結当期純利益の3%を上限とすることにより、業績連動報酬部分と連結当期純利益との相関性を明確化し、連結業績や株価に対する報酬の連動性引き上げを図ることとしました。

### 役員報酬

社内取締役を支払った報酬	297百万円
社外取締役を支払った報酬	7百万円
社内監査役を支払った報酬	46百万円
社外監査役を支払った報酬	26百万円

(注)上記金額は、取締役に対する年次賞与及び退職慰労金を含めておりません。

### 監査報酬

監査証明に係る報酬	45百万円
-----------	-------

(注)上記金額は、当社(単独)とあずさ監査法人が契約している監査契約に基づく金額です。

## コーポレート・ガバナンス、内部統制システム及びリスク管理体制の模式図

